

(別添 4)

令和 7 年度BTR作成に向けたGOSATによるGHG排出量推計技術を用いた国別GHGインベントリ 排出量報告作成支援委託業務の概要及び企画書作成事項

1. 業務の目的

環境省は、気候変動に関する科学の発展及び各国の気候変動政策への貢献を継続的に果たすため、宇宙基本計画に基づき、主要な温室効果ガス（GHG）である二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)の濃度を宇宙から測定する温室効果ガス観測技術衛星 GOSAT、GOSAT-2 及びこれらの後継機となる GOSAT-GW（以下 3 機を総称して「GOSAT シリーズ」という。）の各プロジェクトを国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）、国立研究開発法人国立環境研究所（NIES）と共同で進めている。

国際動向としては、国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第 49 回総会において、GHG の排出量をより正確に算定するための指針「IPCC 温室効果ガスインベントリガイドライン（2006）」が改定され、人工衛星データを活用することが初めて盛り込まれるとともに、GOSAT 及び GOSAT-2 による世界各国の排出量報告精度向上への期待が示されたところである。

国内においては、宇宙基本法(平成 20 年法律 43 号)第 24 条に基づき作成された宇宙基本計画(令和 2 年 6 月 30 日閣議決定)に紐づく宇宙基本計画工程表(令和 4 年 12 月 23 日宇宙開発戦略本部決定)において、災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献に向けた取組の中で、GOSAT シリーズデータを用いた人為起源温室効果ガス排出源の特定及び排出量の推計精度の向上に引き続き取り組むとともに、各国がパリ協定に基づき実施する気候変動対策による削減効果の確認に活用されるよう利活用促進活動に取り組むこと及び、カーボンニュートラルの達成やグリーン成長に貢献するため、将来の国際的な温室効果ガス観測ミッション構想の策定・推進に取り組み、衛星データによる温室効果ガス濃度導出・排出量推計技術等の国際標準化を主導するとともに、各国の気候変動対策における衛星データの利活用を促進し、さらに衛星データ公開等を通じた民間企業による利活用の促進も同時に目指すことが示されたところである。

また、各国はパリ協定に基づき、GHG の排出量・吸収量の報告を義務づけられているが、この報告をより透明性の高いものとするため、環境省は、GOSAT シリーズが観測したデータを用いて、各国が作成している CO₂ 排出インベントリを自ら比較・検証することを推進している。

環境省では、平成 30 年度より 3 年間、「平成 30 年度/平成 31 年度/令和 2 年度モンゴルを対象とした GOSAT シリーズ温室効果ガス排出量推計精度評価委託業務」を通じて、同国政府の協力の下、同国を対象とし、同国が整備した CO₂ 排出インベントリデータと GOSAT 観測データを比較し、GOSAT 観測データから排出量を推計する技術の開発を進めてきた。

その結果、同国の CO₂ 排出インベントリのエネルギー部門の値(2014 年値に対して、GDP を勘案して 2018 年の値として推計した値)と、GOSAT 観測データから推計した 2018 年 CO₂ 排出量とを比較すると、概ね一致するまで技術を高めることに成功し、令和 3 年 12 月 21 日に開催された第 14 回日本・モンゴル環境政策対話において、モンゴルのインベントリオ

フィスにおける排出インベントリ報告の透明性確保に向け、GOSAT シリーズのデータを用いた本検証を通じた必要な技術・情報提供の協力などを行うことで一致した。また、環境省の支援のもと、学校法人中央大学、モンゴル気象水文研究所、モンゴル国自然環境・観光省の研究チームが GOSAT による観測データを活用して推計した CO2 排出量は、モンゴルが 2023 年 11 月 15 日に国連気候変動枠組条約に提出した第二回隔年更新報告書 (BUR2) において報告されたところである。

また、2024 年 12 月までに中央アジア 4 カ国 (ウズベキスタン、カザフスタン、タジキスタン、キルギス) との交渉が成立し、本技術の横展開を実施している。

今後、モンゴル国、中央アジア 4 カ国以外の他国においても CO2 インベントリ報告のために GOSAT シリーズ観測データを有効活用してもらうには、様々な条件を持つ国に対して適用が可能であるかについて、排出量推計技術を評価し、有効な技術の選定が必要となる。

そこで、本業務においては新たにアジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC) 加盟国を被検証の対象候補国として、GOSAT シリーズ観測データを活用した排出量を推計する有効技術の検証、候補国との交渉、技術支援協定 (MOU) の締結、及び支援を実施することを目的とする。また、既に被検証の交渉が成立した国々及び本業務にて成立した国々 (以下「被検証国」という。) を対象とし、その対象国が作成した GHG (本業務では CO2 と CH4 を対象とする。) 排出インベントリデータと GOSAT 観測データを比較し、GOSAT 観測データから GHG 排出量を推計する技術を適用させ、2026 年に各国が UNFCCC に提出を求められている隔年透明性報告書 (以下「BTR」という。) の透明性の向上を図ることも目的とする。

2. 業務の骨子

本業務の目的を踏まえ、以下の業務を効率的かつ効果的に実施するための企画を提案すること。計画期間は、令和 9 年度末を見据えつつ、月単位での業務実施の詳細スケジュールを契約締結後速やかに作成し、着手前に環境省担当官の承認を得ること。ただし、GOSAT-GW の運用状況や、その後の軌道上での観測センサ性能、プロダクトの検証状況等を踏まえ、環境省より新たな提案があった場合においては柔軟に対応することとする。令和 9 年度までの業務実施概要及び、全体計画から年度毎に切り出した各年度の作業概要、それぞれの成果について提案し、それに基づき作業を実施すること。受託者は、本業務の進捗について、2 ヶ月に 1 回を目処に、環境省担当官に報告を行うこと。報告書のフォーマットについて特に定めはないが、報告には当該期間に行った作業、次の 2 ヶ月で予定している作業、及び作業にて発生した課題を含むこと。書面の報告について補足説明を行うための報告会の開催は妨げない。

業務内で発生する旅費については、特段の指定がない限りは「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じて支給すること。

(1) 新規被検証国の選定と MOU 締結に向けた交渉の実施

AZEC 加盟国及び島嶼国を対象国として、新たな BTR 透明性の向上を目的として、新規に MOU の締結、インベントリ作成支援協力を行うために、MOU 締結候補対象国の選定、MOU 締結に向けた交渉、MOU 締結後の業務について提案し、それに基づき実施すること。なお、

提案は MOU 締結候補対象国数、当該対象国の BTR 発行のタイミングを明確にし、それに向けたものにする。また、現在協力を行っている中央アジア及び AZEC 加盟国以外の地域・国について MOU 締結、インベントリ作成支援協候補がある場合は提案すること。

なお、令和 6 年度末現在、MOU 締結または、インベントリ作成支援協力について交渉・調整を行っている場合には、引き続き MOU 締結、インベントリ作成支援協力実現に向けた作業について提案し、実施すること。

（２） 被検証国の 2026 年 BTR 作成支援

被検証国を対象にして、環境省が実施した「GOSAT シリーズ観測データによる国別 CO2 インベントリ比較・検証委託業務」及び「モンゴルを対象とした衛星による隔年透明性報告書作成支援に向けた温室効果ガス排出量推計技術の高度化に関する委託業務」の成果をもとに、被検証国の BTR の透明性の向上に向けて、GOSAT を用いた GHG 排出量推計結果を 2026 年の BTR に取り込む手法を提案し、それに基づき実施すること。

1) CO2 吸収排出量の解析

被検証国に対する、４）BTR 作成支援のための GOSAT シリーズデータを用いた CO2 吸収排出量推計方法を提案し、それに基づき実施すること。推計結果と、被検証国が行ったインベントリ吸収排出量と比較を行い、その評価を行うこと。評価結果については環境省担当官に提出すること。

2) CH4 排出量の解析

被検証国に対する、４）BTR 作成支援のための GOSAT シリーズデータを用いた CH4 吸排出量推計方法を提案し、それに基づき実施すること。また、被検証国における非特定高濃度 CH4 排出源について、衛星観測データを用いて非特定高濃度 CH4 排出源を特定・選択する方法を検討し、GOSAT シリーズの観測特定点設置について検討を行うこと。推計結果と、被検証国が行ったインベントリ排出量と比較を行った上で、その評価を行い、結果を環境省担当官に提出すること。

3) 地上観測データの収集

被検証国に対して、GOSAT シリーズデータから推計する CO2、CH4 の吸収排出量と比較し、それを評価する方法（各被検証国の実情に応じた地上観測データの収集地点等を含む）を検討・提案し、それに基づき実施すること。なお、GHG 分析機器については一定精度を保つべく、メンテナンスやキャリブレーションを行うこと。

4) BTR 作成支援

被検証国に対する、GOSAT を用いた GHG 排出量推計技術を用いた推計結果を、BTR の透明性向上として 2026 年の報告書に取り込むための支援方法について提案し、それに基づき実施すること。

（３） 新たな吸収源に対する衛星観測データを用いた GHG 吸収排出量推計の検討

GOSAT を利用した国別 GHG インベントリ吸収排出量推計の精度の向上を目的として、環境省が実施した「GOSAT シリーズ観測データによる国別 CO2 インベントリ比較・検証委託業務」及び「モンゴルを対象とした衛星による隔年透明性報告書作成支援に向けた温室効果ガス排出量推計技術の高度化に関する委託業務」の成果を参考に、未計上となっている新たな吸収源の種類とこれらの GHG 吸収排出量を GOSAT 含む衛星データの使用による推計方法を提案し、実施すること。

（４） 情報公開の支援等

環境省は、環境行政に関する国内外への情報公開や広報活動において、本事業の成果を活用することを想定しているため、今後想定される本業務の成果の情報公開や広報活動において必要となる支援方法を提案し、実施すること。

提案に当たっては、本業務の成果の発信において重要となる考え方や、広報のために適当と考えられるイベント等を想定し、どのような発信が効果的かを含めること。

また、各国 NDC を作成する際に参考にされた GHG 濃度観測データや関連する方法論、大気輸送モデル等に関する研究成果の公開として、関連する学会、COP 等国際会議や誌上での情報公開方法について提案し、実施すること。このような技術情報の公開・発信に当たっては、予め学会や論文投稿等のスケジュールを確認の上、技術内容を事前に環境省担当官へ確認を行うこと。

さらに、国際会議等のイベントに参加し、情報収集・関係者への支援を実施した場合には、その結果を概ね 1 ヶ月以内に環境省担当官へ結果を報告すること。なお、国際会議等のイベントは原則 WEB 会議での参加とするが、必要に応じて現地参加も可能とする。その場合、業務内で生ずる旅費については、受託者の規定により支給すること。実施に当たっては、事前に環境省担当官と調整すること。

（５） 有識者会合の開催及び運営

（１）～（４）で実施し得られた科学的成果について、その科学的妥当性等を検討するため、関連する研究を行っている学術有識者を招へいし、レビュー・評価を受ける会合（以下「有識者会合」という。）を開催し、有識者会合での議論を整理すること。このため、専門家会合の議論の進め方、会合の運営方針の提案をすること。有識者会合の委員長及び委員として適切な学識経験者等（10 級相当以下）を 4 名程度提案し、環境省担当官と協議の上、選定すること。

受託者は、委員の選定及び委嘱、会場の借上げ、運営、資料の準備・印刷、議事録の作成等、開催・運営の一切の事務を行うこととし、原則、委員に対し謝金（1 人当たり 17,800 円 / 1 日）及び旅費を支給するものとする。

3. 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日まで。

なお、令和 8 年度業務は令和 9 年 3 月 31 日まで、令和 9 年度業務は令和 10 年 3 月 31 日までとする。

4．成果物

紙媒体：報告書 5部（A4判 100頁程度、くるみ製本）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R等）3式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省地球環境局総務課気候変動観測研究戦略室

5．著作権等の扱い

- （１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- （２）受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- （３）成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- （６）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6．情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- （１） 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- （２） 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- （３） 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- （４） 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容(人数・回数の増減を含む。)に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という)の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)

法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書
(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「`」→「'」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。二度目以降は化学記号のみでも可。
例：carbon dioxide (CO₂)
- ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)

- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・ プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・ 画像；PNG 形式又は JPEG 形式
 - ・ 音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3．成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、事前に当該権利保有者の了承を得、報告書内に出典を明記し、当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。
- 第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。
- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル（<https://data.e-gov.go.jp/>）」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。
- <https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4．その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

8. 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に対する専門的知見の有無と理解度を審査するため、衛星観測技術を活用した CO₂ 及び CH₄ の排出量推計精度向上の技術高度化及びその評価の基本方針等を別紙様式 A に従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式 B に従い記述すること。

1) 新規被検証国の選定と MOU 締結に向けた交渉の実施(2. 業務の骨子(1))

業務の実施内容・方法、成果をあげる手法等を具体的に提案すること。

2) 被検証国の 2026 年 BTR 作成支援(2. 業務の骨子(2))

業務の実施内容・方法、成果をあげる手法等を具体的に提案すること。

3) 新たな吸収源に対する衛星観測データを用いた GHG 吸収排出量推計の検討(2. 業務の骨子(3))

業務の実施内容・方法、成果をあげる手法等を具体的に提案すること。

4) 情報公開の支援(2. 業務の骨子(4))

環境省が本業務の成果に関する情報公開や広報活動を行うに当たり、効果が高いと見込まれる時期、内容及びその対象(国内、国外、一般、行政、研究者等)について、現時点で考えられる範囲で可能な限り具体的に提案すること。

5) 有識者会合の開催及び運営(2. 業務の骨子(5))

有識者会合の議論の進め方、会合の運営方針を提案すること。また、有識者会合の委員候補者を推薦理由と合わせて提案すること。

(3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式 C に従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式 D - 1 に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式 D - 2 に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去 5 年間ににおける衛星観測を活用した温室効果ガス排出量の推計に係る業務の実績について、別紙様式 E に従い記述すること。

(6) 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組状況

以下の事項について、別紙様式 F に従い記載すること。

2050 年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、設定している温室効果ガスの排出削減目標。

デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無、デコ活に関する取組状況。

(7) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式 G に従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）での ISO 14001、エコアクション 21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

(8) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式 H に従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別紙様式 A)

業務に対する理解度

本業務に対する専門的知見の有無と理解度を審査するため、衛星観測技術を活用した CO₂ 及び CH₄ の排出量推計精度向上の技術高度化及びその評価の基本方針等について、提案すること。

() 本様式は A 4 判 2 枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

1 . 新規被検証国の選定と MOU 締結に向けた交渉の実施 (2 . 業務の骨子 (1))

業務の実施内容・方法、成果をあげる手法等を具体的に提案すること。

2 . 被検証国の 2026 年 BTR 作成支援 (2 . 業務の骨子 (2))

業務の実施内容・方法、成果をあげる手法等を具体的に提案すること。

3 . 新たな吸収源に対する衛星観測データを用いた GHG 吸収排出量推計の検討 (2 . 業務の骨子 (3))

業務の実施内容・方法、成果をあげる手法等を具体的に提案すること。

4 . 情報公開の支援 (2 . 業務の骨子 (4))

環境省が本業務の成果に関する情報公開や広報活動を行うに当たり、効果が高いと見込まれる時期、内容及びその対象 (国内、国外、一般、行政、研究者等) について、現時点で考えられる範囲で可能な限り具体的に提案すること。

--

5. 有識者会合の開催及び運営（2. 業務の骨子（5））

有識者会合の議論の進め方、会合の運営方針を提案すること。また、有識者会合の委員候補者を推薦理由と合わせて提案すること。

注 本様式は全項目合計でA 4 判 6 枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4 判 1 枚に記載すること。

業務実施体制(配置予定管理技術者)

管理技術者

氏 名			生年月日		
所 属 役 職				経験年数(うち本業務の類似業務の従事年数)	
			年(年)		
学 歴 (卒業年次/学校種別/専攻)					
従事技術分野の経歴(直近の順に記入)					
1)		年 月 ~		年 月 (年 ヶ月)	
2)		年 月 ~		年 月 (年 ヶ月)	
3)		年 月 ~		年 月 (年 ヶ月)	
主な手持ち業務の状況(手持ち業務の総数: 年 月 日現在 件)					
業 務 名	発 注 機 関		履行期間		契約金額
主な業務実績					
業務名			契約金額		
発注機関			履行期間		
○業務の概要					
保 有 資 格					
○主な資格(技術士など)					

注1 本様式はA4判1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）

注 1 本様式は A 4 判 1 枚以内とする。

注 2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去 5 年間に於ける衛星観測を活用した温室効果ガス排出量の推計に係る業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名 称、住 所)			
(受 託 企 業 名)			
(受 託 形 態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注 1 本様式は、A 4 判 4 枚以内に記載すること。

注 2 業務名は 10 件まで記載できるものとする。

注 3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注 4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注 5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注 6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組状況

(1) 温室効果ガスの排出削減目標の設定

(作成注) 2050 年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、提案者が設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載すること。目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページの URL を記載又は該当資料を添付すること。

(2) デコ活の実施の実施状況

(作成注) デコ活に関する取組状況は、デコ活応援団での活動状況、デコ活宣言の内容、「取組、製品・サービス」の登録内容等について記載すること。

【参考】デコ活ウェブサイト：<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

デコ活応援団への参画	有 ・ 無
デコ活宣言の実施	有 (宣言日：令和○年○月○日) ・ 無
デコ活に関する取組状況	

注 1 (1) と (2) 合計で A 4 判 1 枚以内とする。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(現在認証中である場合、 現在まで認証を受けたことがない場合又は 過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注 1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注 2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注 1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注 2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階： (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

- 注 1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が 100 人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注 2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第 5 項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注 3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注 4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注 5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを添付すること。